



福島医発第 635 号（地）
令和 3 年 5 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その 45)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

令和 2 年 12 月 16 日付け福島医発第 2436 号（地）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 31）」にて、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の 100 分の 300 に相当する点数（750 点）が算定できるとされており、今回の取扱いは、その場合の個室に受け入れた保険医療機関における取扱いが示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本通知に関連して、令和 3 年 5 月 11 日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より関連する事務連絡「新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を受け入れる後方支援医療機関の確保について」が発出されておりますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。（令和 3 年 5 月 29 日付け福島医発第 625 号（地）にてご連絡。）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 36)

令和3年5月12日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その45）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数(750点)を算定できるが、この場合の個室に受け入れた保険医療機関における取扱いについて示されております。

なお、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、関連する事務連絡「新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を受け入れる後方支援医療機関の確保について」が、令和3年5月11日付けで発出されておりますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その45）

（令3.5.11 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和3年5月11日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その45）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえた臨時的な診療報酬の取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 令和2年12月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）」の2.において、「新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（750点）を算定できること」とされている。この場合、個室に受け入れた保険医療機関においてはどのような取扱いになるか。

(答) 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で、入院診療が実施され、必要性を認めて個室に入室させた場合においては、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、上記の二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（750点）に加え、1日につき二類感染症患者療養環境特別加算（1日につき）1個室加算（300点）を、入院日を起算日として90日を限度として算定して差し支えない。この場合において、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その45））の発出日以降適用される。